

中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、美濃加茂市が受注者に委託する「中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

(業務の目的)

- 2 中之島公園は、木曾川の自然を保全しつつ、人々が水辺や森など公園周辺の自然に親しむ場として、また、街を散策する際の拠点として憩いと賑わいのある空間を提供するため設置された公園である。

中之島公園の指定管理者は指定管理事業として公園の維持管理、公園の運営を行っている。また自主事業としてBBQ、アウトドアアクティビティ、カフェ及び中之島公園を使ったイベント等を企画運営しており、多くの賑わいを創出している。

隣接する森では市やボランティア団体でウォーキングコース（ダボロード）の設置や森の整備行い、中之島公園指定管理者や地域団体で森を使ったフィットネス等イベントを企画運営し、中之島公園と連携した賑わいの創出を行っている。今後、隣接する森でのキャンプや自然体験学習のできる場として更なる活用を進めていく予定である。

本業務は、隣接する森の更なる活用的手段として宿泊を伴う中之島公園隣接のキャンプエリアの運営を社会実験として行うものである。なお、中之島公園隣接のキャンプエリア（以下「キャンプエリア」という。）として使用する面積は約0.3haである。

(業務内容)

- 3 本業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) キャンプエリアの運営

受注者は、キャンプエリアの運営を行う。中之島公園に隣接するという立地やポテンシャルを生かした事業を実施し、社会情勢の変化や今後の継続的な活用に応じた課題や方向性を整理する。

- ・本業務の実施期間は通年であるが、秋冬期の集客の減少が見込まれる時期の活用方法を特に検討し、実施すること。
- ・木曾川の河川敷に挟まれた場所であることから、大雨等による増水時には河川の水位に特に注意を払うこと。
- ・隣接する森とキャンプエリアは発注者が地権者から無償借地している。地権者の意向から固着した工作物の設置は原則不可であるため、移動可能な施設の設置を徹底すること。
- ・継続的な活用に向け、収益性を意識した事業を検討すること。
- ・中之島公園及び隣接する森とキャンプエリアの連携を図ったイベント等を企画

運営すること。

- ・キャンプエリアの維持管理（除草、清掃、樹木管理等）を行うこと。
- ・契約締結後、早期運営できるよう努めること。

(2) キャンプエリア運営に伴う収支報告書等の作成

受注者は、本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。報告書の内容に疑義や不足等ある場合、発注者は受注者に修正等適切な対応を求めることができる。

キャンプエリア運営結果について、運営内容や毎月の利用者数、収支等報告書の作成を行う。キャンプエリア運営に関し、手続きを行った関連法令等についてもとりまとめること。また、隣接する森とキャンプエリアの連携を図ったイベント等の企画運営結果を報告すること。なお、社会実験の収支報告は、中之島公園における指定管理業務及び自主事業と分けて行うこと。

(実施計画書)

- 4 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、業務着手届、業務実施計画書（運営内容、緊急時の連絡体制、木曽川増水時の避難計画、組織表など）提出し、発注者に承諾を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は、変更内容について発注者と協議を行い、承諾を得なければならない。

(契約期間)

- 5 契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、社会実験は指定管理期間と同じく7年間行うため、受注者とは令和11年度まで毎年度随意契約にて契約を締結することとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 6 本業務遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受注者が行うものとする。宿泊を伴うキャンプであることから旅館業法（昭和23年法律第138号）等の関連法令等を遵守すること。

(報告の義務)

- 7 本業務の遂行中、適宜、受注者より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

- 8 受注者は、本業務遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないよう十分に留意すること。受注者の責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者の責任において処理し、速やかに発注者に報告すること。また、近隣住民などから苦情等があ

った場合は、受注者にて丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに発注者に報告すること。

(秘密の保持)

9 本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

10 本業務で得られた成果品は全て発注者の所有とし、受注者は発注者の許可なしに他に公表、貸与、使用してはならない。発注者は、成果品等すべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

11 成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 1部 (電子データ含む) 1部

(委託内容)

12 委託内容は仕様書のとおりとし、キャンプエリア 0.3ha の維持管理費 (主として除草) 及び報告書作成費を見込んでいる。

(費用負担等)

13 キャンプエリアの土地使用料は発生しないが、社会実験に必要な資機材購入等費用は受注者の負担とする。社会実験終了時には資機材等は確実に撤去すること。

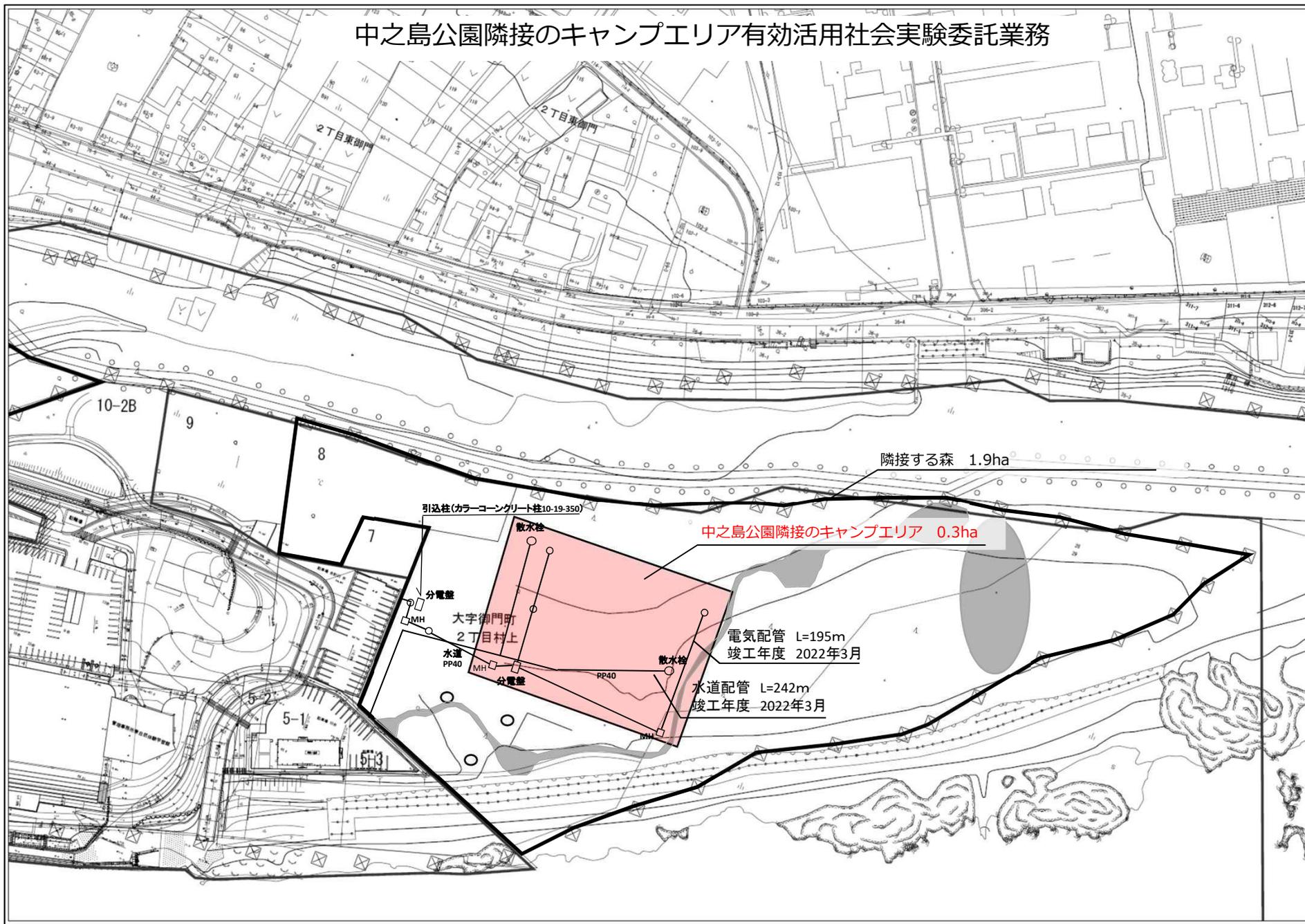
本業務で使用する電気・水道はキャンプエリアの施設を利用すること。利用料金は、受注者の負担とする。電気・水道使用量は毎月確認し、収支報告に記載すること。

社会実験により得た収益は受注者の収入となるが、キャンプエリアの運営に要する経費は受注者の負担とする。なお、社会実験の会計は、中之島公園における指定管理業務及び自主事業とは別に管理し、発注者が支払う指定管理料を充ててはならない。

(協議)

14 本仕様書に記載のない事項等により、本業務を遂行するにあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議の上、別に定めるものとする。

中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務



委託名 中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務

場所 美濃加茂市御門町二丁目地内
概要 中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験

内訳

名称		数量	単位	単価	金額	備考
社会実験委託業務						
維持管理費	草刈り	22	人			軽作業員
諸経費		20	%			
収支報告書等作成費	報告書	1	式			
消費税						
合計	税込					

4月・5月・6月・10月・11月は週1日、作業時間4時間/日とする。

7月・8月・9月は週2日、作業時間4時間/日とする。